

あきる野市こども計画策定・推進委員会委員（市民の代表）選考実施要領

1 概要

あきる野市こども計画策定・推進委員会設置要綱第3条第1項第2号に規定する委員について、同要綱第3条第2項の規定に基づき選考するに当たり、「あきる野市における各種委員会等委員の市民公募に関する基準」に基づき委員を公募するために必要な事項を定める。

2 募集人数

2名

3 応募要件

- (1) 令和6年10月1日現在20歳以上で、市内在住、在勤又は在学の方
※うち1人は30歳までの方

4 公募方法

- (1) 選考は、800字以内による作文
(A4版で任意の様式、またはホームページから様式をダウンロードできる)
(2) 作文のテーマは、「こどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会とは」
(3) 作文原稿には、氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、応募動機等を記載する。
(4) 提出期限は、令和6年10月18日（金）（必着）とし、郵送または持参によるものとする。

5 選考委員会の設置等

次の者をもって、「あきる野市こども計画策定・推進委員会委員選考委員会」を設置する。
副市長、教育長、企画政策部長、総務部長及びこども家庭部長

6 選考方法

- (1) 作文等の評価基準については、以下のとおりとする。200点満点（40点×5人）

【評価する項目】	評価点に対する比重
応募動機、委員としての意欲が感じられるか	1
一般教養としての知識を持っているか	2
こども施策に関する知識を有しているか	3
表現は分かりやすいか	1
誤字、脱字はないか	1

【評価基準表】	
評価点	内 容
5	特に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

- (2) 作文の評価点の総合計が120点以上の者のうち、評価点が最も高い者から順に2人を選出するものとする。
(3) 上記の方法により選考した結果、条件を満たす者が2人に満たない場合は、公募以外の方法で選出できるものとする。
(4) 選考に当たり疑義が生じた場合は、円滑に選考できるよう、その都度、調整を図るものとする。

7 選考結果等

- (1) 選考結果は、速やかに応募者全員に書面にて通知する。
(2) 選出者に対しては、別途、委員の委嘱を行う。

8 その他

- (1) 応募書類は、理由の如何を問わず返還しない。
(2) 公募に係る文書の保存年限は、5年とする。